

青森山田学園受託研究取扱規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人青森山田学園が設置する青森大学及び青森短期大学（以下「大学等」という。）において外部からの委託を受け、これに要する経費を受託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
2. 受託研究は、当該研究が大学等の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「部局」とは、学部、附属研究所及び図書館をいう。

(受け入れの条件)

- 第3条 受託研究の受け入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと
 - (2) 受託研究の結果、知的所有権等の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、また譲与することはできないこと
 - (3) 受託研究に要する経費（以下「研究費」という。）により取得した設備等は返還しないこと
 - (4) やむをえない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責めを負わず、また原則として研究費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること
 - (5) 委託者は、研究費を当該研究の開始前に納付すること
2. 理事長は前各号に規定する条件のほか、特に必要があると認めるときは、受け入れの条件を別に付することができる。
3. 理事長は、委託者が国の機関又は地方公共団体である場合には、第1項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

(委託の申込み)

- 第4条 委託者は、委託研究を委託しようとするときは、様式1により理事長に願い出なければならない。

(受け入れの決定)

- 第5条 理事長は、受託研究の受け入れを決定しようとするときは、あらかじめ学長、部局長及び研究担当者等の意見を徴するものとする。
2. 理事長は、受託研究の受け入れを決定したときは、委託者に承認書（様式2）を交付するものとする。

(研究費の算定)

- 第6条 理事長は、受託研究の受け入れを決定しようとするときは、あらかじめその経費を算定し、委託者の同意を得るものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、委託者との間に受託研究の実施に必要な事項について、様式3により契約を締結するものとする。

2. 理事長は前項により契約を締結したときは、契約書の写しを学長に送付するものとする。

(受託研究の中止又は期間延長)

第8条 委託者及び研究担当者は、受託研究の中止又は期間延長の事由が生じたときは、様式4により学長を経由して理事長の承認を得なければならない。

2. 理事長は、前項の申請が受託研究の遂行上、やむを得ないと認めたときは、これを中止し、又その期間を延期することを決定し、その旨を委託者及び学長に通知するものとする。

(受託研究の完了報告)

第9条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(様式5)を理事長に報告しなければならない。

2. 受託研究の結果を委託者に報告するときは、研究担当者が直接行うものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

受託研究申込書

年 月 日

青森山田学園 理事長 殿
(学長経由)

受託者
住 所

氏 名 (名称、代表者名) 印

受託研究を下記のとおり申し込みます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究に要する経費 円 (研究費積算書 (様式1の2) 添付)

内訳 直接経費 円 間接経費 円

4 研究担当者名

5 研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日

6 研究用資材、器具等の提供

7 その他

備 考

- 1 申込者の氏名は、法人においてはその名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 研究に要する経費の間接経費は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。
- 3 研究用資材、器具等の提供がある場合は、品名、数量を記載する。
- 4 研究担当者を指定する場合は、学部、学科、教官名を記載する。
- 5 その他委託に関し必要事項がある場合は、その他の欄に記載する。

研 究 費 積 算 書

1 研究題目

2 委託者氏名 (名称、代表者名)

3 受託金額 円

内訳 直接経費 円 間接経費 円

4 直接経費内訳

区 分	摘要	数量	単価	金額	備考
謝 金			円	円	
旅 費					
研 究 費	設備・備品等				
	消 耗 品 費				
	印刷・製本費				
	賃 金				
	雑 役 務 費				
	通 信 運 搬 費				
	光 熱 水 費				
	そ の 他				
	小 計				
合 計					

青山本発第 号
年 月 日

殿

学校法人 青森山田学園
理事長 印

受 託 研 究 承 諾 書

年 月 日付け第 号をもって依頼のありました受託研究を下記により承諾します。

記

1. 受託研究題目
2. 受託研究担当者
3. 受託研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 受託研究費 円
5. 受託研究費納入方法 青森山田学園の発する納入通知書により納付すること。
6. その他 前記以外の事項については、受託研究申込書のとおりとする。

様式3（第7条関係）

受託研究契約書

受託者青森山田学園 理事長（以下「甲」という。）と委託者（以下「乙」という。）は、受託研究のための次の条項によって契約を結ぶものとする。

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

（1）研究題目

（2）研究目的及び内容

（3）研究期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

（4）研究に要する経費 金 円也

第2条 乙は、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を青森山田学園の発する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

第3条 甲は、乙が納付した受託研究費は返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により受託研究を中止又は延期する場合において甲が必要と認めるときは、不要となった額の範囲内でその全部又は一部を返還することがある。

第4条 乙は、第1条の受託研究を一方的に中止することはできない。

第5条 受託研究の結果、知的所有権又は、工業所有権等の権利が生じた場合には、乙に対し、原則としてこれを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

第6条 受託研究費により取得した設備等は、乙に返還しないものとする。

第7条 甲は、受託研究遂行上やむを得ない事由があるときは、受託研究を中止又は研究期間を延長することができるものとする。この場合において甲は、その責めを負わないものとする。

第8条 受託研究の結果を乙に報告するときは、研究者が直接行うものとする。

第9条 この契約については、甲乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 青森市幸畑2丁目3番1号
青森山田学園 理事長 ⑩

乙 ⑩

様式4（第8条関係）

年 月 日

青森山田学園 理事長 殿
（大学長 経由）

（委託者又は研究担当者）

氏 名 印

受託研究中止（期間延長）申請書

年 月 日 青山本発第 号で承諾あった（研究題目）に関する受託研究は、下記の理由により中止（期間延長）したいので、承諾下さるよう申請します。

記

1. 中止（期間延長）の理由

2. 中止（期間延長）の時期

年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日を
年 月 日 ～ 年 月 日までに延長

3. 延長に伴う研究費 円（研究費積算書（様式1の2）添付）

内訳 直接経費 円 間接経費 円

（当初 円）

4. その他

- 備考 1. 中止又は延長の理由は詳細に記載する。
2. 中止の場合、3は記載は要しないものとし、4を3に繰り上げる。
3. 「その他」には、受託研究費の残額、その処理方法及び受託者、研究担当者双方の内諾等について記載する。

青山本発第 号
年 月 日

（委託者及び学長）

殿

青森山田学園 理事長

印

受託研究中止（期間延長）決定通知書

年 月 日付け書面で申請のあった（研究題目）に関する受託研究は、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 中止（期間延長）の理由

2. 中止（期間延長）の時期

年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日を
年 月 日 ～ 年 月 日に延長

3. 延長に伴う受託研究費
（当初

円
円）

4. その他

- 備考 1. 中止の場合、3は記載は要しないものとし、4を2に繰り上げる。
2. 「その他」には、中止の場合の残額処理その他について記載する。

年 月 日

青森山田学園 理事長 殿
(大学長 経由)

研究担当者

印

受託研究完了報告書 (報告)

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 委託者

2. 研究題目

3. 研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 完了年月日 年 月 日

5. 収支精算書 (直接経費)

費 目	受 入 額	支 出 額	残 額
受 託 研 究 費	円	円	円
受 託 研 究 旅 費			
受 託 研 究 謝 金			
計			